平成３０年（フ）第８９号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（19―504）
債務者　高橋ふくみ
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手353番地の２ドリームハイツ201号室
債務者　宮田　里枝
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第７０号
徳島県阿波市阿波町安政159番地１
債務者　川人　　茜
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９４号
福岡県久留米市西町322番地１
債務者　河野　末春
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１１９号
福岡県久留米市北野町中3207番地１　プロムナード・コスモス101号
債務者　井上　健太
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１４号
福岡県三潴郡大木町大字高橋513番地１
債務者　末永　正一
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第１８５号
大分市大手町１丁目１番15号（スカイコート大手町213）
債務者　佐藤　貴子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
岩手県北上市大堤西２丁目９番14号
債務者　八重樫　茂
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第３１号
岩手県北上市上江釣子19地割30番地１　コーポＪＵＮＩ－３号、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻鎌田東５番地２　ジャンプアパート102号室
債務者　伊藤　久昭
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第４１号
石川県河北郡内灘町字千鳥台１丁目124番地２
債務者　白根　章司
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９０号
金沢市笠舞１丁目10番30号　リブ・ソワレ笠舞205号、従前の住所石川県野々市市菅原町45―11（従前々の住所）金沢市宝町１番16号（従前々々の住所）北海道千歳市末広１丁目５番５号
債務者　佐々木基夫
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４６号
長野県上田市鹿教湯温泉1285番地８
債務者　中村　美弥
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで　長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第９０号
福島県田村郡三春町大字下舞木字石崎179番地の13
債務者　吉田　清隆
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第３６６号
神戸市垂水区青山台４丁目２番２―108号
債務者　田口　稚子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６７号
神戸市須磨区須磨浦通３丁目５番13号　シーサイド須磨Ａ202号
債務者　香川　一馬
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３７１号
神戸市東灘区北青木３丁目13番10―318号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町６丁目１番３号　401号
債務者　佐々田秀明
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部